



## 上水道

### 水道の使用・料金・検針

▶水道部 お客様受付センター TEL 029-231-4111

水道の使用を開始するときや引越しなどで使用を中止するとき、水道の利用者が変わるときなどは水道部お客様受付センターに連絡してください。

水道事業は、皆さんからお支払いいただく水道料金で運営しています。安全でおいしい水を安定供給できるよう、健全な事業経営を行っています。

一般家庭の水道料金は、2か月ごとに検針を行い、基本料金と従量料金により算出します。また、公共下水道を利用している場合は、下水道使用料をあわせて請求します。水道部から郵送される納入通知書を金融機関またはコンビニエンスストアにお持ちのうえ、期限内にお支払いください。詳細は、お問合せください。

メータ口径	基本料金		従量料金（1㎡あたりの単価 従量料金...基本水量を超えた使用水量に応じて支払う料金。					
	基本水量	金額	13～20㎡	21～40㎡	41～60㎡	61～100㎡	101～400㎡	401㎡～
13mm	12㎡	1,786.40円	51.70円	181.50円	200.20円	218.90円	261.80円	284.90円
20mm		2,695.00円						
25mm		3,467.20円						

消費税込の金額。

### ▼料金のお支払いは便利な口座振替・クレジットカードで

- 口座振替手続きは、通帳、通帳印、「納入通知書」または「水道使用水量等のお知らせ」をお持ちのうえ、指定の金融機関または水道部お客様受付センター（城南1-6-10 越川ビル1階、MAP 13図 C-3）でお申込みください
- クレジットカードでお支払いをするには、登録が必要です。申込書は上記お客様受付センターの窓口にあります。郵送をご希望の方は、電話で、同センターまでご連絡ください

クレジットカード決済は、窓口でのカードによる納入ではありません。

転居された場合、自動継続はできませんので改めて申込みが必要となります。

デビットカードの取扱いは行っていません。

住まいと暮らし

### 給水装置のお問合せについて

▶水道部給水課 TEL 029-231-4112

#### ■ 水道の漏水、宅地内漏水調査

ご家庭の水道管などが破損し、漏水しているときは、市指定給水装置工事事業者へ修理を直接依頼していただくか、水道部給水課へご連絡ください。（修理は工事事業者が行いますが有料となります。）また、漏水箇所が不明のときは、給水課へご連絡ください。委託している業者が漏水調査に伺うよう手配します。なお、道路などで漏水を見つけたときもご連絡ください。

#### ■ 冬の凍結防止には

寒さが厳しくなると水道管やメータの破裂件数が多くなります。特に夜の冷え込みに注意してください。気温がマイナス5以下になると破裂が多くなります。水道管がむき出しになっている所や、風当たりの強い所、日陰や北向きにある水道管には保温材で防寒対策をしてください。

#### ■ 水道工事は指定工事事業者へ

水道を新しく引いたり、配管の変更、撤去、故障の修理などの給水装置の工事を行ったるときは、市指定給水装置

工事事業者にお申込みください。工事を市指定給水装置工事事業者以外の者が行くと、その工事は違反工事となりますのでご注意ください。

#### ■ 加入金制度

水道を新しく引く方や、増口径（メータの口径を大きくする）工事をする方は、加入金を負担していただきます。詳細は、お問合せください。

メータ口径	加入金
13mm	41,800円
20mm	114,400円
25mm	187,000円
40mm	550,000円

メータ口径	加入金
50mm	858,000円
75mm	2,090,000円
100mm	3,520,000円

消費税込の金額。

#### ■ 受水槽や高置水槽の清掃と点検を

ビルやマンションなどの受水槽、高置水槽は、所有者（設置者）が管理しなければなりません。清掃や点検を行い、衛生的な飲料水の確保に努めてください。

# 住まいと暮らし

有効容量が10<sup>m</sup>3超の受水槽については、毎年1回以上定期的に、管理検査、水質検査及び清掃を受けるよう義務付けられており、有効容量が5<sup>m</sup>3以上10<sup>m</sup>3以下の受水槽については、毎年1回以上定期的に、水質検査及び清掃を受けるよう義務付けられています。

なお、有効容量が5<sup>m</sup>3未満の受水槽については、5<sup>m</sup>3以上10<sup>m</sup>3以下の受水槽と同様の管理を行うよう水戸市水道事業給水条例に定められています。

水質検査機関、清掃業者などについては、給水課へお問合せください。

## 下水道

### 下水道使用料

▶下水道管理課 TEL 029-232-9221

下水道使用料は、皆様のご家庭の台所、お風呂、トイレなどから流れる汚水を処理場で処理し、きれいな水にするための費用や、下水道施設の維持管理費に充てられるもので、公共下水道を使用している方にご負担いただいています。使用料の算定は、水道水を使用している場合は、その使用水量を公共下水道への排水量として計算し、水道料金とあわせて請求します。

下水道使用料算出表（2か月）

種別	基本料金		超過料金（1 <sup>m</sup> 3あたりの単価）					
	水量	金額						
一般汚水	16 <sup>m</sup> 3まで	2,340.80円	17～20 <sup>m</sup> 3	21～40 <sup>m</sup> 3	41～60 <sup>m</sup> 3	61～100 <sup>m</sup> 3	101～400 <sup>m</sup> 3	401 <sup>m</sup> 3～
			57.20円	170.50円	182.60円	200.20円	225.50円	258.50円

#### ▼公共下水道が整備されたら接続を

公共下水道工事が終わると、各家庭の宅地内に公共ますが設置されます。ここへご家庭の台所、お風呂、トイレなどからの排水管を接続すれば公共下水道を利用できます。公共下水道が整備された地域に住んでいて、まだ接続していない方は、すみやかに接続してください。

なお、接続工事は、水戸市下水道工事指定店に依頼してください。指定店は、市ホームページから確認できます。

### 公共ますなどの清掃

▶下水道施設管理事務所 TEL 029-221-8582

「公共ます」とは、宅地内からの汚水を公共下水道に取り入れるもので、公道と民有地との境界付近に市が設置し、管理を行うものをいいます。

公共ますから宅地内の排水設備までは個人の管理となり、市で清掃は行いません。ただし、公共ますや下水道本管（公道等）が詰まったときは、市で清掃を行います。どちらの管理の箇所が詰まっているかの確認は、公共ますを開けていただくとも一目でわかります。

#### ▼公共ますに汚水がたまっている場合

市管理の下水道本管から公共ますまでの間で詰まっていることとなりますので、市で清掃を行います。下水道施設管理

事務所まで連絡してください。

#### ▼公共ますに汚水がたまっていない場合

個人管理の宅地内の排水設備で詰まっていることとなりますので、個人負担で清掃を行ってください。下水道工事指定店や下水道管清掃業者に清掃を依頼される際には事前に清掃費用の見積りを取るようしてください。

なお、トイレへ布や生理用品などを流すと、必ず詰まりの原因となりますので、絶対に流さないでください。また、市では、宅地内の排水設備に対して、費用を頂いての清掃や清掃業者への業務委託は行っていません。

### 農業集落排水

▶集落排水課 TEL 029-350-8508

農業集落排水は、「農村地域の下水道」と言われ、家庭の台所、風呂、トイレなどから排出される汚水を処理施設できれいな水にするものです。これにより生活環境の改善とあわせて公共用水域の水質保全が図られます。新規加入、使用料など、詳細は、農業環境整備課へお問合せください。

設計 エリアマップ1図 E 4

**LP株式会社 リバティープランニング**

土木設計・上下水道設計・測量・開発行為・都市計画・地質調査・補償業務

水戸市飯富町2741-4  
TEL:029-222-9770  
営業時間 / 8:30～17:30  
定休日 / 土曜・日曜・祝日 E-mail:info@lp-co.jp



あり

## 浄化槽

### 浄化槽の手続き

▶衛生事業課 TEL 029-232-9160

浄化槽を設置する際は事前に届出が必要です。設置費用の一部を補助する制度もあります。なお、浄化槽を使用している物件への引っ越しなどにより浄化槽の管理者が変わる場合は、浄化槽管理者変更報告書の提出が必要となります。詳細は、衛生事業課へお問合せください。

## 住宅など

### 市営住宅・各種補助制度など

▶住宅政策課

TEL 029-232-9200

#### 市営住宅

市営住宅の入居の申込は、茨城県住宅管理センター（TEL 029-297-8360）で受付しています。入居にあたっては条件があります。詳細は、同センターへお問合せください。



市営住宅の情報は、同センターのホームページからご覧いただけます。（上記の二次元コードからアクセスできます。）

#### 子育てまちなか住宅取得補助制度

まちなかにぎわいを創出するため、対象区域に住宅を取得する子育て世帯の方に補助金を交付します。対象区域は三の丸、五軒、新荘、常磐小学校区の一部です。詳細は、住宅政策課へお問合せください。

要件 / 対象区域にある住宅を取得し居住する中学生以下の子どもがいる世帯 その他にも要件があります。

#### 補助金額 /

- (1) 住宅取得費用の100分の2（限度額30万円）
  - (2) 多子加算（中学生以下の3人目以降の子どもの数×5万円）
  - (3) 空き地・空き家・中古住宅加算10万円
- (1)～(3)あわせて限度額50万円。

#### 住宅リフォーム支援制度

安心して住み続けることができる住まいづくりのため、住宅のリフォームを行う方に補助金を交付します。詳細は、住宅政策課へお問合せください。

対象 / 市内に建てられた、耐震性が確保されている住宅を所有している方で、市内に本店を有する事業者に50万円以上のリフォーム工事を依頼する方 その他にも要件があります。また、工事前の申請が必要です。

#### 補助金額 /

- (1) 工事に要する経費の10分の1
  - (2) リフォームアドバイザーに要する経費の2分の1
- (1)・(2)あわせて限度額10万円。

#### マイホーム借上げ制度

シニア（50歳以上）の方のマイホームを借上げて転貸し、安定した賃料を保証する制度です。自宅を売却することなく住みかえや老後の資金として活用することができます。詳細は、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）（TEL 03-5211-0757）へお問合せください。

### 建築指導

▶建築指導課

TEL 029-232-9210

#### 建築物を建てるとき

建築する場所により、建蔽率、容積率、高さ、構造など、さまざまな制限があります。詳細は、建築指導課へお問合せください。

#### ▼建築物を建てる時の手続き

- ・新築または10㎡を超える増改築などをするときは、事前に建築確認申請が必要となります。なお、防火及び準防火地域内では、10㎡以下の増改築でも事前に建築確認申請が必要となります。建築工事は確認済証が交付されてから着工してください。申請書の提出先は建築指導課のほか、民間の指定確認検査機関があります
- ・建築工事が完了したときは、必ず完了検査申請を提出し、完了検査を受けてください。申請書の提出先は建築指導課のほか、民間の指定確認検査機関があります
- ・市街化調整区域内に建築するときは、都市計画法及び農地法に基づく許可が必要となる場合がありますので、その場合は申請の手続きをして許可を受け、許可通知書を建築確認申請書に添付して提出してください。また、都市計画法に基づく開発行為の許可を受けたものは、必ず工事完了検査を受けてください。将来増改築する際に支障となる場合があります

#### ▼建築物を建てる時の注意

- ・建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接しなければなりません

住まいと暮らし

建設業 エリアマップ10図 A 4

地域密着 左官、塗装、リノベーション、リフォーム

 **株式会社 根子左**  
NEKOSA CORPORATION

自社職人を多く抱えており、確かな技術でお客様の安心と信頼を大切にします  
抗ウイルス機能がある漆喰、珪藻土配合 炭材エコ・クィーンの施工がお勧めです

水戸市千波町2830-5 TEL:029-241-4057 FAX:029-241-7071  
営業時間 / 9:00～18:00 定休日 / 日曜  
URL: <http://www.nekosa.co.jp/> E-mail: [main@nekosa.co.jp](mailto:main@nekosa.co.jp)

 あなたのうち  
呼吸してますか？

 P あり

不動産 エリアマップ13図 E 3

美しい人生は価値ある提案から始まる

 **Season House**  
シーズンハウス

「空家」「古家」「訳あり」強化買取中!!【秘密厳守】  
無料査定 最短3日で回答いたします。

水戸市城南3-5-14 ☎0120-916-292  
営業時間 / 9:00～17:00 定休日 / 土曜・日曜・祝日  
URL: <https://yokie.jp> E-mail: [info@yokie.jp](mailto:info@yokie.jp)  
宅地建物取引業 茨城県知事(1)第7377号





# 住まいと暮らし

道路の幅員が4m未満の場合は、原則、道路の中心線から2mの後退が必要となりますが、後退方法が異なる場合もありますので、事前に建築指導課に相談してください。

- 道路の境界標が不明なときは、関係者と協議のうえで境界標を明確にしてください。また、道路後退が必要な場合は、指定の後退杭を設置してください。後退杭は建築指導課の窓口でお渡ししていますので、建築確認申請前に設置を完了してください
- 公共下水道処理区域内に新築するときは、水洗便所にしなければなりません
- 都市計画法に基づく許可申請や建築確認申請を行う際には、構造・規模に応じて申請手数料がかかります。不明な点があれば建築指導課へお問合せください

## ■ 門・塀などを建てる時（建築物がある場合）

幅員4m未満の道路に面して、門、塀などを建てる時（建替え含む）は、関係者と協議のうえで境界を明確にし、指定の後退杭を設置して、着工の日の5日前までに「門又は塀の建築届」を建築指導課に提出してください。また、原則、

その道路の中心線から2mの後退が必要となりますが、後退方法が異なる場合もありますので、事前に建築指導課に相談してください。

## ■ 建築物を取り壊す際の手続き

延べ面積80㎡以上の建築物を取り壊す際には、解体工事7日前までに建設リサイクル法の届出書の提出が必要となります。その他手続きが必要な場合がありますので、不明な点があれば、建築指導課へお問合せください。

## 住居表示に関する新築届 ▶ 市民課 TEL 029-232-9156

住居表示が実施されている地域内で家屋を新・改築される方は、家屋完成3～4週間前までに市民課管理調査係に「住居表示に関する新築届」を提出してください。届出に基づき現地調査を行い、町名板と住居番号表示板を交付します。届け出に必要なもの／新・改築する家屋の配置図（縮尺表示のあるもの）、平面図、案内図

## 生活環境

### 空き家や空き地にお困りの場合 ▶ 生活安全課 TEL 029-224-1113

適切な管理が行われていない空き家や空き地は、近隣住民の生活環境にさまざまな影響を与えることから、市から所有者に改善を求めています。お困りの場合は生活安全課へご相談ください。

### 公害にお困りの場合 ▶ 環境保全課 TEL 029-232-9154

工場、事業場の騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁などでお困りの場合は、環境保全課へご相談ください。

## 各種補助制度

### ■ 雨水貯留施設等設置補助制度

▶ 環境保全課 TEL 029-232-9154

雨水の有効利用などのため、市では、雨水貯留施設や雨水浸透施設（市街化調整区域を除く）を設置する方に補助金を交付します。設置する前に申請が必要です。詳細は、環境保全課へお問合せください。

補助金額 / 設置費用の2分の1 限度額：雨水貯留施設... 3万円（浄化槽を転用する場合は5万円） 雨水浸透施設... 3万円。

### ▼ 雨水貯留施設

貯めておいた雨水を庭木などへの散水に使うことで、上水道の使用量が軽減でき、水資源の節約になり、地震などの災害時の雑用水（トイレ用水など）としても活用できます。

宅地内の下水道工事により不要になった浄化槽を再利用して雨水貯留槽に転用する方法もあります。

### ▼ 雨水浸透施設

底や側面に穴の空いたますの周囲を砕石で埋めたもので、雨水が流れ込むと穴から地中へと浸透し地下水の保水に役立ちます。

### ■ 住宅用太陽光発電システム設置補助制度

▶ 環境保全課 TEL 029-232-9154

自らが居住する住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。設置する前に申請が必要です。詳細は、環境保全課へお問合せください。

補助金額 / 1kwあたり1万円 限度額3万円。

### ■ 危険なブロック塀等の撤去費用補助制度

▶ 建築指導課 TEL 029-232-9210

危険なブロック塀等を対象に、撤去費用の一部を補助します。申請期限や条件など、詳細は、建築指導課へお問合せください。対象 / 市内の通学路などに面するブロック塀等で、倒壊の危険があるもの

補助金額 / 撤去費用の3分の2 限度額20万円。



限度額は、ブロック塀等の長さによって異なります。補助を受けるためには、撤去前の申請が必要です。

### ■ 生垣設置補助制度 ▶ 公園緑地課 TEL 029-232-9214

新たに生垣を設置される方に対して、補助金を交付します。設置する前に申請が必要です。詳細は、公園緑地課へお問合せください。

#### 補助条件／

- ・市内の住宅用地において、新設するものまたは既存のブロック塀などを取り壊し、生垣に改造するもの（国または公共団体が設置するものは除く）
- ・公共用道路に面するもので、その延長が5m以上であるもの（道路の幅員が4m未満の場合は、その中心線から2m以上後退させて設置するものに限る）

- ・樹木の高さがおおむね1m以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの
- ・ブロック塀などの内側に設置するもので、当該ブロック塀などの高さがおおむね60cm以下であるもの
- ・販売を目的とする住宅用地に設置するものでないもの  
その他にも要件がありますので、公園緑地課へお問合せください。

#### 補助金額／

- ・生垣の設置に要する経費の2分の1  
限度額15万円、ただし、1mあたりの限度額5,000円。
- ・生垣を設置するためのブロック塀などの撤去に要する経費の2分の1  
限度額9万円、ただし、1mあたりの限度額3,000円。

## 犬・猫について

### 犬・猫を飼うときなど 動物愛護センター TEL 029-350-3800

#### ■ 犬の登録（鑑札の交付）

登録されていない犬を飼い始めたときは、犬を飼い始めた日（子犬の場合は生後90日を過ぎた日）から30日以内に登録を行い、鑑札の交付を受けてください。

場所 / 動物愛護センター（河和田町999、MAP 4図 A-4）、市内の一部の動物病院

手数料 / 1頭につき3,000円

#### ■ 狂犬病の予防注射

生後90日を過ぎた犬を飼っている方は、毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受けることが義務付けられています。市から郵送される注射済票交付申請書（はがき）を持参し、集合注射または個別注射で受けさせてください。ただし、新しく犬を飼い始めた方は、注射済票交付申請書は不要です。

#### 集合注射で受ける場合

集合注射の日時・場所については、市ホームページや広報みとなどでお知らせします。集合注射会場では、狂犬病予防注射と同時に注射済票の交付を受けられます。

料金 / 3,500円（狂犬病予防注射済票交付手数料500円を含む）

#### 個別注射で受ける場合

動物病院で1年を通して狂犬病予防注射を受けられます。市内の一部の動物病院では、狂犬病予防注射を受けると同時に、注射済票の交付を受けることができます。

それ以外の病院で受ける場合は、動物病院で発行される狂犬病予防注射済証と市から郵送される注射済票交付申請書（はがき）を持参のうえ、動物愛護センターで注射済票の交

付を受けてください。

料金 / 病院により異なります

注射済票交付手数料 / 1頭につき500円（動物愛護センターで注射済票の交付を受ける場合）

#### ■ 飼い犬に関する届け出など

こんなとき	届け出先
水戸市に転入した ※1	動物愛護センター、市民課
水戸市から転出した	転出先の担当窓口
犬の飼い主が変わった ※2	動物愛護センター
犬が死亡した ※3	
犬が逃げた	
犬を保護している	
犬が人をかんだ	

- ※1 前住所地で交付を受けた鑑札と、当該年度の注射済票をお持ちください。
- ※2 譲渡前の住所地の鑑札と当該年度の注射済票（市外の飼い主から譲渡を受けた場合）をお持ちください。
- ※3 鑑札と当該年度の注射済票をお持ちください。

#### ■ 飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術費の助成

対象 / 4月1日以降に、飼い犬・飼い猫に不妊去勢手術を行った飼い主の方

助成条件 / 次のすべてを満たすこと

- ・販売など営利を目的とせず飼育している
- ・飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術を行った日以降も、引き続き市内に住民登録がある
- ・市税などを滞納していない
- ・市に登録があり、当該年度の狂犬病予防注射を受けている（犬のみ）

持ち物 / 飼い主（犬は登録者）名義の預金通帳の写し、印鑑（朱肉を使うもの）、領収書など動物病院での領収の確認が

住まいと暮らし

動物病院 エリアマップ7図 C-2

ペットの健康は皆さま笑顔  
ANIMAL HOSPITAL  
**KEN 動物病院**

地域の皆さまがペットと安心して笑顔で過ごせるように、動物も飼い主の皆さまも気軽に来院していただける、フレンドリーな動物病院を目指しています。

■ 水戸市元吉田町1059-1  
■ TEL: 029-246-1252  
■ 営業時間 / [9:00~12:00] [15:00~19:00]  
■ 定休日 / 水曜・第2日曜・祝日 ■ URL: <http://www.ken-animal.com/>

 P あり(17台)

動物病院 エリアマップ11図 C-2

ゆっくりと丁寧に一人ひとりの想いに寄り添う動物病院  
**赤塚どうぶつ病院**  
AKATSUKA ANIMAL CLINIC

動物や飼い主様にリラックスしていただける動物病院を目指すと共に、飼い主様の想いを大切にしながら予防医学にも積極的に取り組みます。

■ 水戸市赤塚1-2055-1  
■ TEL: 029-357-2449 ■ FAX: 029-357-6710  
■ 診療時間 / 9:00~12:00 / 15:00~19:00 土曜 9:00~15:00  
■ 休診日 / 日曜

 P あり



できるもの（レシートや明細書は不可。ただし、明細書については「領収済」の文言と領収印が押してあれば可）  
助成額（一匹あたり / 不妊手術4,000円、去勢手術3,000円  
申込み / 直接、動物愛護センターへ ※手術前の申請はできません。詳細は、お問合せください。

## ■ 犬・猫はマナーを守って飼いましょう

### 犬のふんは飼い主が必ず持ち帰りましょう

道路や公園、個人の住宅の敷地内に犬のふんが放置されると、周囲の皆さんが困ります。

市では、飼い主が犬のふんを持ち帰ることや、そのための用具を携行することなどを定めた「水戸市飼い犬のふん害等防止に関する条例」を制定し、ふん害防止のための啓発を行っています。

マナーを守り、周りの人に迷惑をかけないように犬を飼いましょう。

### 猫は室内で飼いましょう

屋外は、交通事故や感染症など、猫にとって危険がいっぱいです。また、ふん尿やいたずらなどで近隣住人とのトラブルになることもあります。

このような危険やトラブルを避けるためにも、飼い猫は屋内での飼育に努めましょう。

## ■ 飼い犬・飼い猫を迷子にさせないために

飼い犬・飼い猫に、名札やマイクロチップを装着すると、迷子になった際に、飼い主のもとに戻りやすくなります。なお、飼い犬には、鑑札や注射済票を必ずつけてください。

## 犬猫の情報を探されている方へ

動物愛護センターでは、下記の情報を公開しています。詳細は、市ホームページをご覧ください。（下記の二次元コードからアクセスできます。）

- 公表情報…収容した犬・猫について
  - 保護情報…市民の方が保護した犬・猫について
  - 逸走情報…飼い主のもとに戻っていない犬・猫について
- ※飼い犬・飼い猫がいなくなってしまった場合や、飼い主のわからない犬・猫を保護した場合は、同センターに連絡してください。



## ■ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成

飼い主のいない猫を増やさないために、捕獲をして不妊去勢手術と耳カットをし、元の場所に戻す取り組みについて、不妊去勢手術費用の一部を市が補助します。

対象者 / 水戸市に住所を有し、市税を滞納していない方  
対象動物 / 市内の動物病院で不妊去勢手術と耳カット手術を受ける、水戸市内に生息する飼い主のいない猫

助成額（1匹あたり） / 去勢手術…7,000円、不妊手術…1万円  
持ち物 / 印鑑（シャチハタ、ゴム印は不可）、住民票の写し、納税証明書

申込み / 事前に直接、動物愛護センターへ

## 斎場・墓地

### 斎場・墓地の利用

衛生事業課  
TEL 029-232-9160

## ■ 斎場（火葬場・式場・待合室）の利用について

利用者自身が予約をする場合には、斎場（TEL 029-251-2559）に電話し、予約してください。電話での予約受付時間は、午前8時30分～午後5時15分です。（友引の日と1月1日・2日の日を除く。）

また、葬祭業者（斎場予約システムに登録した葬祭業者に限る。）が予約をする場合には、斎場予約システムにより予約することもできます。斎場予約システムを利用したの予約受付は、24時間可能です。（右記の二次元コードからアクセスできます。）

予約後、市民課または赤塚・常澄・内原出張所で死亡届（印鑑が必要です。）を提出してください。火葬許可証が交付さ



れます。交付された火葬許可証を火葬当日、必ず斎場に提出してください。

※各施設の場所などについては、18・19ページをご覧ください。

※死亡届に関しては、市民課（TEL 029-239-3246）へお問合せください。

## ■ 火葬費の一部減額について

内原地区の方が笠間広域斎場やすらぎの森で火葬を行った場合は、火葬費の一部を減額します。

詳細は、衛生事業課または内原出張所（TEL 029-259-2211）へお問合せください。

## ■ 墓地について

市営墓地の利用、市営墓地に関する承継及び住所変更、市内の墓地からの改葬許可の手続きなど、詳細は、衛生事業課へお問合せください。